

防衛施設庁への要望

懇談会

平成12年11月7日

防衛施設庁労務部労務管理課長		永井伸明
〃	〃	課長補佐 横山博幸
〃	〃	雇用第一係長 管原 聡
〃	〃	担当 篠田
協同組合日本接骨師会	会長	登山 勲
〃	事務局	近藤好江
〃	〃	多田なをみ

平成12年11月7日

防衛施設庁労務部労務管理課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

傷病休暇・柔道整復医療対象の要望

要望の趣旨

防衛施設庁に勤務する労務職員の傷病休暇取り扱いにあたり、柔道整復医療を対象とするよう「基本労務契約」の整備改正を賜りたく要望します。

要望の理由

防衛施設庁に勤務する労務職員の傷病休暇取り扱いにあたり、柔道整復医療受診は可であるが、その受診による傷病休暇を不可とすることは、一方では受診を認めて、他方ではそれを否定する矛盾となります。この原因は「基本労務契約」第7章C節7で「医師の診断書」としているためとされています。これは、柔道整復を認めながらその証明を否定する矛盾です。労務職員には柔道整復受診の障害となり、柔道整復師には営業妨害などを惹起することになります。そこで、こうした問題解決を図るため「基本労務契約」について所要の改正を賜りますようお願い申し上げます。